

①「午後 8 時までの時短・酒類提供なし」を選択した認証店 及び 非認証店
が下限額（1日あたり 3 万円）で申請する場合

協力金支給申請額計算書

店舗名（屋号）	
---------	--

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を記入してください。
支給額等を必ずご確認くださいの上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

【売上高方式】

※売上高は、飲食業（宅配、テイクアウトサービスを除く）とし、消費税及び地方消費税を除いた額となります。

中小企業又は個人事業主ですか？

※中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が
5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が
5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
(みなし大企業は除く)

はい

いいえ

別添 2 で支給額の計算をしてください

令和 2 年又は令和 3 年いずれかの 1 ~ 2 月の売上高は
1 日あたり 7 万 5 千円以下ですか？

判断できない場合は、別添 2 でご確認ください。

はい

いいえ

別添 2 で支給額の計算をしてください

★支給額は 1 日あたり 3 万円です。

以下を記入して支給額を確定してください。

30,000 円	×	時短協力日数（最大25日） [] 日	=	当該店舗の支給額 [] 円
----------	---	------------------------	---	-------------------

チェック

上記内容で申請します

※確定申告等の写しの提出は不要です

②「午後9時までの時短・酒類提供」を選択した認証店
が下限額（1日あたり2.5万円）で申請する場合

協力金支給申請額計算書

店舗名（屋号）	
---------	--

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を記入してください。
支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

【売上高方式】

※売上高は、飲食業（宅配、テイクアウトサービスを除く）とし、消費税及び地方消費税を除いた額となります。

中小企業又は個人事業主ですか？

※中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が
5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が
5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
(みなし大企業は除く)

はい

↓

いいえ

↓

別添 3

で支給額の計算をしてください

令和2年又は令和3年いずれかの1～2月の売上高は
1日あたり8万3,333円以下ですか？

判断できない場合は、 別添 3 でご確認ください。

はい

↓

いいえ

↓

別添 3

で支給額の計算をしてください

★支給額は1日あたり2.5万円です。

以下を記入して支給額を確定してください。

25,000 円

×

時短協力日数（最大25日）

日

=

当該店舗の支給額

円

チェック **上記内容で申請します**

※確定申告等の写しの提出は不要です